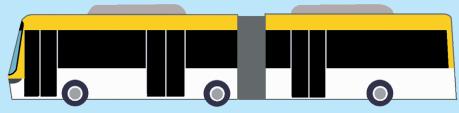
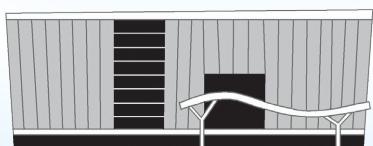
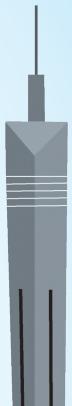




みんなの市税



福岡市



目 次

1 個人の市民税	
(1) 個人の市民税を納める外国人（納税義務者）	2
(2) 計算方法	2
(3) 個人の市民税の申告	3
(4) 納期と納付方法	3
(5) 外国人に対する課税所得の範囲について	4
(6) 租税条約について	4
(7) 日本国外居住者を扶養親族とするとき	5
2 固定資産税・都市計画税	
(1) 固定資産税・都市計画税を納める外国人（納税義務者）	6
(2) 償却資産の申告	6
(3) 納期と納付方法	6
3 軽自動車税	
(1) 軽自動車税を納める外国人（納税義務者）	7
(2) 軽自動車税の税率	7
(3) 軽自動車税の申告	9
(4) 納期と納付方法	9
4 市税の納付	
(1) 納税管理人	10
(2) 市税の納付場所・納付方法	10
(3) 納期限までに市税を納めないとき	11
5 税務証明	12
6 税に関する問い合わせ先	
(1) 市税に関する問い合わせ先	13
(2) 国税に関する問い合わせ先	15
(3) 県税に関する問い合わせ先	16

1 個人の市民税

個人の市民税は、福岡市に居住している方が、福岡市の行政サービスの費用をそれぞれの負担能力に応じて分担しあうための市税です。個人の市民税は、広く均等に負担する「均等割」と、前年の所得に応じて負担する「所得割」があります。

また、福岡県には個人の県民税があり、申告と納税の手続きは、個人の市民税とあわせて福岡市に行うことになります。個人の市民税と県民税をあわせて一般に住民税と呼んでいます。

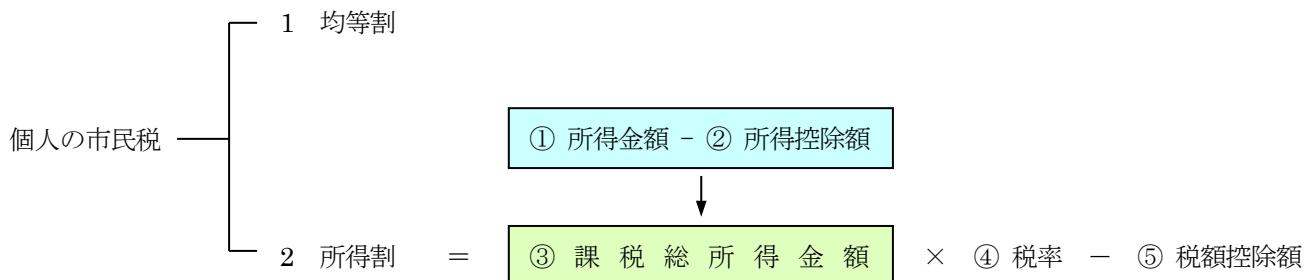
(1)個人の市民税を納める外国人(納税義務者)

外国人についても、1月1日現在福岡市内に居住されている方は、個人の市民税が課税されます。

また、お住まいの区以外の区に、事務所、事業所または家屋敷を持っている場合には、事務所等が所在する区でも均等割のみが課税されます。

(2)計算方法

個人の市民税は、次のように計算されます。



1 均等割

年税額は、市民税3,000円(ほかに県民税1,500円)となっています。

※令和6年度から、森林環境税1,000円もあわせて課税されています。

2 所得割

所得割は、①所得金額から②所得控除額を差し引いた③課税総所得金額に、④税率を乗じて計算します。

①所得金額

所得金額とは、前年の1月1日から12月31日までの収入金額から、その収入を得るために直接要した経費を差し引いた額をいい、例えば給与所得については、その給与収入金額に応じて、給与所得控除額が定められており、収入金額から差し引くことになっています。

なお、外国人に対する課税所得の範囲については、居住形態とその期間により決定されますので、その内容についてはP4をご覧ください。

②所得控除額

所得控除額とは、納税者に配偶者や扶養親族があるかどうか、病気や災害などによる出費があるかどうかなどの個人的な事情を考慮した一定の額を、その納税者の実状に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

③課税総所得金額

課税総所得金額とは、所得金額から所得控除額を差し引き、千円未満の端数を切り捨てた金額です。

④税率

所得割の税率は、市民税8% (県民税2%) となっています。

⑤税額控除額

配当所得や外国の源泉所得に対する二重課税を排除する趣旨で定められています。

(3)個人の市民税の申告

1月1日現在で福岡市内に居住されている方は、その年の3月15日までに、1月1日現在の住所地の区役所に個人の市民税の申告をしていただかなければなりません。

ただし、次に該当する人は、申告の必要はありません。

- 前年中に所得がなかった人
- 前年中の所得が給与のみで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている人
- 税務署に所得税の確定申告書を提出した人
- 前年中の所得が43万円以下の人

(4)納期と納付方法

市県民税の納税は、①普通徴収と②給与からの特別徴収、③公的年金からの特別徴収の3つの方法があります。

① 普通徴収

個人事業者や会社を退職し給与の支払いを受けていない場合は、区役所から送付した納税通知書（納付書）で、年4回（6月、8月、10月および翌年の1月）に分けて納期限までに納めていただくことになっています。

詳しい納付方法は、P10～11をご覧ください。

納期月	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月	8月	10月	1月

※納期限は月末です。納期限が、土曜日、日曜日、祝日にあたるときは、これらの日の翌日が納期限となります。

また、福岡市外へ転出したり、日本から出国される場合には、納税管理人を指定していただくか、残りの税額を納付して、納め忘れのないようにしてください。

② 給与からの特別徴収

会社の従業員などの場合には、給与の支払者を通じて税額の通知を行い、給与の支払者が6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を差し引き、翌月に納めることになっています。

また、会社を退職したり、日本を出国される場合には、未納付の税額について、一括して給与から差し引くように給与支払者に申し出てください。

③ 公的年金からの特別徴収

年度の初日（4月1日）現在、老齢基礎年金等の公的年金の支払いを受けている65歳以上の方で、かつ個人の市民税が課税となる場合は、公的年金等の所得に対する税額を、年金支払者が公的年金の支払額から引き去り、それをとりまとめて年金支給月の翌月の10日までに納めていただくことになっています。

なお、公的年金の所得以外に、給与や事業所得、不動産所得等がある場合は、その所得に対する税額は、給与からの特別徴収又は普通徴収の方法で納めていただきます。

※ 個人の住民税は所得が発生した翌年度に課税することになりますので、出国後に個人の市民税が課税される場合があります。その場合は、納税管理人（詳しくはP10をご覧ください。）の選任が必要となりますので、出国前に区役所課税課にご確認ください。



(5)外国人に対する課税所得の範囲について

外国人に対する課税所得の範囲は、居住形態により決定されます。居住形態は課税上、居住者と非居住者とに区分され、居住者はさらに非永住者と永住者に細分されます。

居住者：日本国内に「住所」を有するか、又は現在まで引き続いて1年以上「居所」を有する人

(注) 一般的に、生活の本拠が日本にある場合には、日本に住所があるものとされ、住所はないが日本に滞在又は居住している場合には、日本に居所を有することになります。

○ 非永住者：居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である個人

○ 永住者：非永住者以外の居住者

非居住者：居住者以外の人

● 居住形態に応じた課税所得の範囲を示すと下の表のようになります。

区分		課 税 範 囲			
		国内源泉所得		国外源泉所得	
		国内支払	国外支払	国内支払	国外支払
居住者	非永住者	全額課税	全額課税	全額課税	国外で支払われるもののうち国内に送金されたとみなされる金額だけ課税(したがって、国外で支払われる所得のうち国外に保有される金額については課税されません。)
	永住者	全額課税	全額課税	全額課税	全額課税
非居住者		原則として課税		非課税	

(6)租税条約について

日本国との間で、租税条約が締結されている国の人の場合には、その租税条約の定めるところにより、個人の市民税が軽減又は免除される場合があります。

また、外国政府職員、教授、留学生等の場合、個人の市民税を直接の対象としない租税条約を締結している国の人であっても、所得税が免除された所得については、個人の市民税も課税されません。

(7) 日本国外居住者を扶養親族とするとき

日本国内に住所を有しない親族に係る扶養控除等の適用又は非課税限度額制度の適用を受ける場合は、申告の際に、下記の書類の添付又は提示が必要です。

<扶養控除に係る確認書類>

非居住者である親族の年齢等の区分		必要書類
30歳未満又は70歳以上		親族関係書類（注1）、送金関係書類（注2）
30歳以上 70歳未満	①留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	親族関係書類（注1）、送金関係書類（注2）、留学ビザ等書類（注3）
	②障害者	親族関係書類（注1）、送金関係書類（注2）
	③あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	親族関係書類（注1）、38万円送金書類（注4）
	（上記①～③以外の者）	（扶養控除の対象外）

<配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除に係る確認書類>

適用を受けようとする控除	必要書類
配偶者控除、配偶者特別控除	親族関係書類（注1）、送金関係書類（注2）
障害者控除	親族関係書類（注1）、送金関係書類（注2）

(注1) 親族関係書類の例

- (1) 戸籍の附票の写しと日本国外に居住する親族の旅券（パスポート）の写し
- (2) 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類で日本国外に居住する親族が居住者の親族であることを証するもの（その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限ります。）

(注2) 送金関係書類の例

金融機関への送金依頼書など日本国外に居住する親族の生活費又は教育費に充てるための支払いを、必要な都度、行ったことを明らかにする書類

(注3) 留学ビザ等書類の例

外国政府又は外国の地方公共団体が発行した査証（ビザ）に類する書類や在留カードに相当する書類の写しで、留学をもってその外国に在留することにより国内に住所を有しなくなったことを証する書類

(注4) 38万円送金書類の例

注2の送金関係書類のうち、申告者から日本国外に居住する親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類

2 固定資産税・都市計画税

固定資産税は、土地、家屋、償却資産（これらを総称して、「固定資産」といいます。）を所有している方に、その固定資産の評価額に応じて課税されます。

都市計画税は、市街化区域内に土地・家屋を所有している方に課税される、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための税金です。

なお、固定資産税と都市計画税はあわせて納めていただくことになります。

※償却資産……事業のために用いることができる構築物、機械、車両、器具、備品など



(1) 固定資産税・都市計画税を納める外国人（納税義務者）

固定資産税・都市計画税を納める方は、毎年1月1日現在、福岡市内に固定資産を所有している方で、具体的には次のとおりです。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

※都市計画税を納める方は、市街化区域内に土地・家屋を所有している方です。

このように、固定資産税・都市計画税は、登記簿または課税台帳に登記、または登録されている方が納税義務者になります。

したがって、売買などによって固定資産の実際の所有者が新所有者に変わっていても、1月1日現在、まだ登記簿などの名義変更手続が完了していない場合は、旧所有者が納税義務者になります。

(2) 傷却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて申告しなければなりません。工場・商店などの設備や備品だけでなく、個人の方が貸駐車場・賃貸マンションなどに設置するフェンスなどの外構、舗装、駐車場設備も償却資産の申告対象です。

(3) 納期と納付方法

区役所や市役所から送付した納税通知書（納付書）で、年4回（4月、7月、12月および翌年の2月）に分けて納期限までに納めていただくことになっています。詳しい納付方法は、P10～11をご覧ください。

納期月	第1期	第2期	第3期	第4期
	4月	7月	12月	2月

※納期限は月末です。（12月は28日が納期限です。）納期限が、土曜日、日曜日、祝日又は年末年始（12/29～1/3）にあたるときは、これらの日の翌日が納期限となります。



また、福岡市外へ転出したり、日本から出国される場合には、納税管理人を指定してくださいか、残りの税額を納付して、納め忘れのないようにしてください。

3 軽自動車税

(1) 軽自動車税を納める外国人（納税義務者）

軽自動車税は、毎年4月1日現在、福岡市内に主たる定置場のある原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(これらを「軽自動車等」といいます。)を所有している方に課税されます。

※4月1日以降に名義変更した場合でも4月1日現在での所有者に課税されます。

(2) 軽自動車税の税率

軽自動車税の税率は、軽自動車等の車種及び排気量等により次のとおり定められています。

原動機付自転車・二輪の軽自動車・二輪の小型自動車・小型特殊自動車		
車種・排気量の区分		税率（税額）
原動機付自転車	50cc（または0.6kw）以下のもの (屋根付三輪※1及び特定小型原動機付自転車※2を含み、ミニカー※3を除く)	
	二輪	50ccを超えるもの (または0.6kwを超える、0.8kw以下のもの)
		125cc以下、かつ最高出力4.0kw以下のもの
		90ccを超える、125cc以下のもの (または0.8kwを超える、1.0kw以下のもの)
	三輪以上	20ccを超える、50cc以下のもの（ミニカー※3） (または0.25kwを超える、0.6kw以下のもの)
二輪の軽自動車	125ccを超える、250cc以下のもの (ボートトレーラー等の被けん引車※4を含む)	
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	
小型特殊自動車	農耕作業用	
	その他	

※1 三輪の原動機付自転車で、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ輪距が0.5m以下のもの

※2 外部電源により供給される電気を動力源とするもので、以下のすべてに該当するもの

①原動機の定格出力が0.6kw以下 ②長さ1.9m以下、幅0.6m以下 ③最高速度20km/h以下

※3 三輪以上の原動機付自転車で、車室を備えるもの又は輪距が0.5mを超えるもの

なお、三輪以上の原動機付自転車で、上記※2の①～③の要件に該当するものは、「特定小型原動機付自転車」とする。

※4 長さ3.40m以下、幅1.48m以下、高さ2.00m以下のもの

三輪以上の軽自動車						
車種・排気量の区分			税率 (税額)			
			旧税率	標準税率	重課税率※5	軽課税率
平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査を受けた車両			平成 27 年 4 月 1 日以降に最初の新規検査を受けた車両	最初の新規検査から 13 年を経過した車両		
三輪 (660cc 以下)		3,100 円	3,900 円	4,600 円		
四輪以上 (660cc 以下)	乗用車	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	下表のとおり
		自家用	7,200 円	10,800 円	12,900 円	
	貨物車	営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	
		自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	

※5 令和 7 年度に重課税率となるのは、初度検査年月日が「平成 24 年 3 月」以前のもの。

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日（ガソリン車・ハイブリッド車の基準 2 については令和 7 年 3 月 31 日）までに最初の新規検査を受けたもので一定の基準に該当する車両は、新規検査を受けた年度の翌年度課税分に限り、下表のとおり軽課税率が適用されます。

軽課税率					
車種・排気量の区分			税率 (税額)		
			電気軽自動車・天然ガス軽自動車 (概ね 75% 軽減)		ガソリン車・ハイブリッド車
三輪 (660cc 以下)		1,000 円	基準 1 (概ね 50% 軽減)		基準 2 (概ね 25% 軽減)
四輪以上 (660cc 以下)	乗用車	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		自家用	2,700 円		
	貨物車	営業用	1,000 円		
		自家用	1,300 円		

(3) 軽自動車税の申告

次の場合には軽自動車税に関する申告が必要になります。

- 軽自動車等を購入、譲受けにより取得した場合
- 廃車、売却、譲渡、盜難により喪失した場合
- あなたの住所又は軽自動車等の定置場を変更した場合

申告場所は、次のとおりです。

- 原動機付自転車（125cc以下のバイク）・小型特殊自動車
資産課税課軽自動車税係（博多区役所9階）（P15参照）
- 軽自動車（三・四輪）
(一社)全国軽自動車協会連合会福岡事務所
所在地:東区みなと香椎4丁目3番16号

電話番号:092-410-8090

- 二輪の軽自動車・二輪の小型自動車
(一社) 全国軽自動車協会連合会福岡事務所 千早分室
所在地:東区千早3丁目10番40号 陸運会館2階
電話番号:092-410-8090（福岡事務所の代表番号）



(4) 納期と納付方法

軽自動車税は、市役所から送付した納税通知書（納付書）により納期限までに納めていただくことになっています。
詳しい納付方法は、P10～11をご覧ください。

納期月	5月
-----	----

※納期限は月末です。納期限が、土曜日、日曜日、祝日にあたるときは、これらの日の翌日が納期限となります。

福岡市外へ転出したり、日本国外へ出国される場合には、必ず申告手続及び軽自動車税の納付を済ませ、納め忘れのないようにしてください。

4 市税の納付

市税は、納税者のみなさんが定められた期限（納期限）までに、自主的に納めていただくものです。区役所や市役所から送付される納税通知書に記載した納期限までに必ず納めてください。

また、福岡市から市外へ転出したり、日本から出国される場合には、納税管理人を指定してください。なお、日本から出国される場合は、残りの税額を納付していただき、納め忘れのないようにしてください。

(1) 納税管理人

市内に住所、居住、事務所又は事業所（以下「住所等」といいます。）を有していない市県民税、固定資産税・都市計画税等の納税義務者は、納税通知書等の受領、税額の納付など納税に関する事務処理をしてもらうため、納税管理人を定めることになっています。（納税管理人を定めなくても納付に支障がないことについて申請をし、認定を受けたときは定める必要はありません。）

この申告又は申請については、税目毎に異なりますのでP13の問い合わせ先をご覧ください。

(2) 市税の納付場所・納付方法

個人の市県民税の普通徴収分、固定資産税・都市計画税、固定資産税（償却資産）、軽自動車税の納付方法は、次の①～④のとおりです。

① 窓口で納める場合【金融機関、コンビニエンスストアでの納付】

福岡市内の銀行、信託銀行、信用金庫、信用組合、ゆうちょ銀行、農業協同組合、漁業協同組合、コンビニエンスストアで納付することができます。

コンビニエンスストアではバーコードの印字がない納付書、1枚あたり30万円を超える納付書、金額が修正された納付書では納付できません。

eL-QRが印字された納付書であれば、全国のeL-QR対応金融機関で納付することができます。

② スマートフォン決済アプリでの納付

スマートフォン決済アプリを起動し、納付書に印字されたeL-QRを読み込んでいただくと、納付することができます。

eL-QRの印字がない納付書、金額が修正された納付書では納付できません。

また、取扱い条件（上限金額等）は決済アプリごとに異なります。

対応する決済アプリ 29種類（令和7年5月現在）

※対応する決済アプリは、「地方税お支払サイト」にてご確認ください。

③ 地方税お支払サイトを利用した納付【クレジットカード、インターネットバンキングなどによる納付】

eL-QRが印字された納付書であれば、スマートフォンやパソコンから地方税お支払サイトにアクセスして、eL-QRを読み込んでいただくか、eL番号を入力いただき、次のお支払い方法から選択して納付できます。

なお、取扱い条件（上限金額等）は、クレジット会社や金融機関によって異なります。

また、納付方法や金融機関によっては、利用料や手数料が加算される場合があります。

- ・クレジットカード（VISA、Master、JCB、American Express、Diners Club）

※クレジットカードを利用する場合はシステム利用料がかかります。

システム利用料は、最初の1万円までは37円（税別）、以降1万円ごとに75円（税別）が加算されます。

- ・インターネットバンキング

- ・口座振替（ダイレクト方式で期日指定も可能）

- ・ペイジー番号発行

詳しい利用方法は、地方税お支払サイトをご覧ください。

詳しくはこちら
地方税お支払サイト
(利用者向けホームページ)

地方税お支払サイトとは、ご自宅やオフィスに届く納付書に印刷されたeL-QRやeL番号を使い、スマートフォンやパソコンで地方税をお支払いいただけるサイトです。



④ 口座振替

口座振替とは、あなたに代わって金融機関が市税を納期ごとに、あなたが指定した預貯金口座等から自動的に振り替えて納税する制度です。口座振替を希望される場合は事前にお申込みが必要です。

申込方法は、以下のとおりです。

- インターネットでの申し込み（市税インターネット口座振替受付サービス）
口座振替の申込手続き（新規・変更）をご自宅のパソコンやスマートフォン、タブレット端末からインターネットを利用して申し込みができるサービスです。
申し込みができる金融機関や申し込み専用サイトについては、
福岡市ホームページをご覧ください。

専用サイトへの
アクセスはこちから



- 口座振替依頼書での申し込み

「口座振替依頼書」に必要事項を記入、金融機関登録印を押印のうえポストに投函してください。

口座振替依頼書は、納税通知書に同封されています。（軽自動車税、市県民税のうちすでに口座振替を利用されている方は除きます）

(3) 納期限までに市税を納めないとき

○ 延滞金

市税を納期限までに納めない場合、滞納となります。滞納になれば、本来納めるべき税額のほかに延滞金を納めなくてはならなくなります。延滞金の計算方法については下記のとおりです。延滞金は、納期限の翌日から 1 ヶ月を過ぎる日までの期間は、延滞金特例基準割合（前々年の 9 月から前年の 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均利率の合計を 12 で除して得た割合として財務大臣が告示する割合に年 1 % を加えた割合）に年 1 % を加えた割合（年 7.3% が上限）、その後は延滞金特例基準割合に年 7.3% を加えた割合（年 14.6% が上限）で計算されます。

（延滞金の割合）

期間	納期限の翌日から 1 ヶ月を経過するまでの期間	納期限の翌日から 1 ヶ月を経過した日から納付した日までの期間
令和 4 年 1 月 1 日以降	2.4%	8.7%

○ 滞納処分

福岡市では、滞納者が単なる不注意や何らかの事情により、納付できなかったときのことを考慮して催告書を送付したり、電話や訪問したりして納付を促しています。

しかし、それでもまだ納税されない場合には、納期限までに納めた納税者との公平を保つため、また、市税を確保するために、やむを得ず財産（給与、預貯金、不動産、動産など）を差し押さえることになります。

そして、その後も特別な理由もなく滞納を続けられた場合は、その差し押された財産を公売に付し、滞納市税にあてることがあります。

5 税務証明

所得証明書などの税務証明書が必要な場合は、本人確認書類（在留カード、マイナンバーカードなど）をご持参のうえ各区役所納税課等（P13～15 参照）へおこしください。

なお、コンビニエンスストア等のマルチコピー機からの取得、オンラインや郵送で申請し郵送で受け取りをする事もできます。

（税務証明の一例）

名称	証明内容	手数料
市県民税課税・非課税証明書 (所得証明書) ※1	個人市県民税の課税額や所得額等	1件 300円 コンビニ・オンラインの 場合は、1件 250円
納税証明書 ※1	市税の課税額、納税額等 ※コンビニでは、個人市県民税分のみ発行でき ます。	1件 300円 コンビニ・オンラインの 場合は、1件 250円
軽自動車税（継続検査用） 納税証明書	軽自動車税の滞納の有無 (軽自動車の車検の際に必要な証明書)	無料

※1 代理人（ご家族の方を含む）が交付を受ける場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

必要な証明書の種類・年度・通数については、提出先へご確認ください。

（例：ビザ更新→出入国在留管理局等）

詳しい利用方法は、福岡市ホームページをご覧ください。

税務証明コンビニ交付



税務証明 オンライン申請



6 税に関する問い合わせ先

市税に関するお問い合わせやご相談は、区役所・市役所の担当課（係）までご連絡ください。
また、外国語で相談したい方は、区役所共通外国語専用ダイヤル（TEL：092-753-6113）にご連絡ください。

(1) 市税に関する問い合わせ先

【市役所の窓口】

お尋ねになりたいこと	担当課（係）
・個人市県民税の申告・課税、納税管理人の申請	①市民税係
・固定資産税・都市計画税（土地）の課税、納税管理人の申請	②固定資産税 土地係
・固定資産税・都市計画税（家屋）の課税、納税管理人の申請	③固定資産税 家屋係
・個人市県民税（普通徴収）や固定資産税、軽自動車税の納税相談	④各区納税課
・市税に関する証明の発行・交付	⑤管理係 ※証明発行コーナー係 (博多区)
・市税の口座振替の手続き ・クレジットカード納付（口座振替からの変更）	⑥管理調整係
・過誤納金の還付	⑦収納管理係 ⑧法人収納管理係
・個人市県民税（特別徴収）や法人市民税、事業所税、市たばこ税、入湯税等の納税相談	⑨法人係
・特別徴収される個人市県民税の会社からの手続き	⑩特別徴収係
・法人市民税の課税、納税管理人の申請	⑪法人市民税係
・事業所税の課税、納税管理人の申請	⑫事業所税係
・宿泊税、たばこ税、入湯税の課税、納税管理人の申請	⑬宿泊税係
・固定資産税（償却資産）の課税、納税管理人の申請	⑭償却資産係
・軽自動車税の課税	⑮軽自動車税係
・本紙についてのお問い合わせ	⑯税制課

【各区役所及び市役所（本庁）の連絡先】

区名	課・係名	電話番号	FAX番号	Eメール	所在地
東区	課税課	①市民税係	645-1026	kazei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8653 東区箱崎 2 丁目 54 番 1 号
		②固定資産税 土地係	645-1031		
		③固定資産税 家屋係	645-1033		
	納税課	④納税課	645-1022	nozei.HIWO@city.fukuoka.lg.jp	〒813-0044 東区千早 4 丁目 21 番 45 号 (なみきスクエア 1 階)
		⑤管理係	645-1021		
東区 千早証明サービスコーナー		674-3983	674-3974		

区名	課・係名		電話番号	FAX番号	Eメール	所在地	
博多区	課税課	①市民税係	419-1027	476-5188	kazei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8512 博多区博多 駅前2丁目8 番1号	
		②固定資産税 土地係	419-1032				
		③固定資産税 家屋係	419-1034				
	納税課	④納税課	419-1023	402-1190	nozei.HAWO@city.fukuoka.lg.jp		
		⑤管理係	419-1022				
	課税課	⑤証明発行 コーナー係	402-0799				
		①市民税係	718-1038	714-4231	kazei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8622 中央区大名2 丁目5番31 号	
		②固定資産税 土地係	718-1045				
		③固定資産税 家屋係	718-1047				
	納税課	④納税課	718-1028	733-5224	nozei.CWO@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8620 中央区天神 1丁目8番 1号 福岡 市役所1階 (情報プラ ザ内)	
		⑤管理係	718-1049				
中央区 天神証明サービスコーナー			733-5222	511-3652	kazei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	〒815-8501 南区塩原3丁 目25番1号	
南区	課税課	①市民税係	559-5041				
		②固定資産税 土地係	559-5051				
		③固定資産税 家屋係	559-5053				
	納税課	④納税課	559-5169	841-2145	nozei.MWO@city.fukuoka.lg.jp	〒814-0192 城南区鳥飼6 丁目1番1号	
		⑤管理係	559-5031				
城南区	課税課	①市民税係	833-4032	841-2145	kazei.JWO@city.fukuoka.lg.jp	〒814-0192 城南区鳥飼6 丁目1番1号	
		②固定資産税 土地係	833-4036				
		③固定資産税 家屋係	833-4038				
	納税課	④納税課	833-4026	841-2185	nozei.JWO@city.fukuoka.lg.jp		
		⑤管理係	833-4024				
早良区	課税課	①市民税係	833-4320	841-2185	kazei.SWO@city.fukuoka.lg.jp	〒814-8501 早良区百道2 丁目1番1号	
		②固定資産税 土地係	833-4326				
		③固定資産税 家屋係	833-4328				
	納税課	④納税課	833-4317		nozei.SWO@city.fukuoka.lg.jp		
		⑤管理係	833-4318				

区名	課・係名		電話番号	FAX 番号	E メール	所在地	
西区	課税課	①市民税係	895-7017	883-8565	kazei.NWO@city.fukuoka.lg.jp	〒819-8501 西区内浜 1 丁目 4 番 1 号	
		②固定資産税 土地係	895-7019				
		③固定資産税 家屋係	895-7021		nozei.NWO@city.fukuoka.lg.jp		
	納税課	④納税課	895-7014				
		⑤管理係	895-7013				

課・係名		電話番号	FAX 番号	E メール	所在地
納税管理課 (福岡市税収納 管理センター)	⑥管理調整係	292-2093	292-4112	nozeikanri.FB@city.fukuoka.lg.jp	〒812-8512 博多区博多駅前 2 丁目 8 番 1 号 (9 階)
	⑦収納管理係				
	⑧法人収納 管理係	292-1994		zeisyomeiyuso@city.fukuoka.lg.jp	
	福岡市税証明郵送請求センター	292-2069			
特別滞納 整理課	⑨法人係	292-3124		stainoseiri.FB@city.fukuoka.lg.jp	
法人税務課	⑩特別徴収係	292-3259	292-4173	hojinzeimu.FB@city.fukuoka.lg.jp	
	⑪法人市民税係	292-3249			
	⑫事業所税係	292-2486			
	⑬宿泊税係	291-2496			
資産課税課	⑭償却資産係	292-2479	292-4187	shisankazei.FB@city.fukuoka.lg.jp	
	⑮軽自動車税係	292-1604			
⑯税制課		711-4202	733-5598	zeisei.FB@city.fukuoka.lg.jp	〒810-8620 中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

(2) 国税に関する問い合わせ先 (所得税、法人税、消費税など)

※国税庁ホームページ : <http://www.nta.go.jp/>

名称	電話番号	所在地	管轄区域
福岡国税局	411-0031	812-8547 博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号	
福岡税務署	771-1151	810-8689 中央区天神 4 丁目 8 番 28 号	中央区、南区
西福岡税務署	843-6211	814-8602 早良区百道 1 丁目 5 番 22 号	城南区、早良区、西区
博多税務署	641-8131	812-8706 東区馬出 1 丁目 8 番 1 号	博多区、東区 (香椎税務署管轄内を除く)
香椎税務署	661-1031	813-8681 東区千早 6 丁目 2 番 1 号	東区の一部

(3) 県税に関する問い合わせ先（自動車税、事業税など） ※福岡県ホームページ：<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>

名称	電話番号	所在地	管轄区域
福岡県税務課	643-3062	812-8577 博多区東公園7番7号	
博多県税事務所	260-6001	812-8542 博多区博多駅東1丁目17番1号 (コネクトスクエア博多2F・3F)	博多区、南区
東福岡県税事務所	641-0201	812-8543 東区箱崎1丁目18番1号	東区
西福岡県税事務所	735-6141	810-8515 中央区赤坂1丁目8番8号	中央区、城南区、早良区、西区

発行：2025年12月